

児童手当・医療費助成金

市では、子供の健全育成や子育てしやすい環境づくりのため、様々な子育て支援を行っています。子育ての負担を軽減できる各種制度をぜひご利用ください。



児童手当

平成18年4月から制度が改正され小学校6年生までを養育している人に支給します。ただし、所得制限がありません。

現在児童手当を受けていない人

平成18年9月30日までに申請した場合、平成18年4月分までを上限としてさかのぼって支給します。できるだけ9月上旬までに申請してください。(9月以前に支給要件にあてはまっていた月分に限りません)

小学校3年生までの児童を養育している人はすぐに申請してください。手当は翌月分から支給します。

現在児童手当を受けている人
小学校5、6年生の児童を養育している人は、「額改定請求書」を提出してください。制度改正により新たに対象となる小学校4、6年生について、平成18年10月1

日以降の申請の場合、支給は翌月分からとなります。

支給額(月額)

第1子・2子 5,000円
第3子以降 1,000円
支払時期
6月・10月・2月

児童扶養手当

父親がいない児童又は父親が重度障害者の児童の母親や、母親に代わって養育している人に支給します。

支給期間は、該当する児童が18歳になった日以降の最初の3月31日まで(障害のある児童については20歳未満)です。

ただし、所得制限があり、公的年金の給付を受けている場合や対象児童が乳児院や児童養護施設などに入所している場合、また母親に事実上婚姻と同様の状態にある男性がいる場合は支給されません。

支給額(月額)

全部支給(対象児1人の場合) 41,720円
一部支給(対象児1人の場合) 9,850円
41,710円

特別児童扶養手当

法に定める基準に該当する障害を持つ20歳未満の児童を養育している父又は母、もしくは父母に代わって養育している人に支給します。

ただし、所得制限があり、対象児童が障害を支給理由として公的年金を受けている場合や心身障害児施設などに入所している場合は支給されません。

支給額(月額)

一級(対象児1人の場合) 50,750円
二級(対象児1人の場合) 33,800円

乳幼児医療費助成金

小学校就学前の乳幼児にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分を助成します。

助成額(月額)

0歳～3歳未満児 全額助成
3歳～6歳児(小学校就学前まで) 3,000円を超える額を助成
吾平町居住者は6歳の誕生日まで全額助成

ひとり親家庭医療費助成金

ひとり親家庭の父又は母及び児童、並びに父母のいない児童にかかる医療費のうち、保険診療による自己負担分を全額助成します。

ただし、所得制限がありません。

助成期間は、該当する児童が18歳になった日以降の最初の3月31日まで(父又は母の場合には未子が該当する期間ま

で)です。

母子家庭への自立支援

母子家庭の母親が、就職に役立つ技能や資格取得のために講座を受講したり、専門学校等で修業している場合に助成金を支給します。

支給額

自立支援教育訓練給付金
教育訓練のための講座等(ホームヘルパー、医療事

つどいの広場 ひよこは、乳幼児(0～3歳)を持つ親とその子どもが気軽に集い交流できる場所です。

開設日時

毎週火・木・金曜日
10時～17時

場所

鹿屋東地区学習センター
保育室(新川町)

0994・31・1190

開設日以外の日も保育室は毎日開放しています。

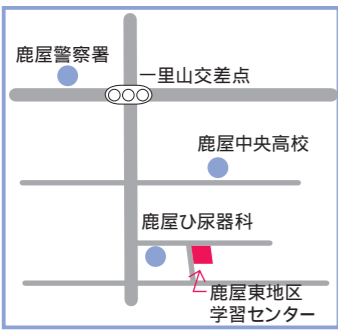
内容

親子の交流、集いの場の提供
子育てアドバイザーによる、子育て相談(毎週木

曜日・事前に予約が必要)
地域の子育て関連情報の提供
子育て及び子育て支援に関する講習

【問い合わせ】

子育て支援課
0994・31・1134



オープニングセレモニー

日時 7月18日(火) 午前10時～
場所 鹿屋東地区学習センター
内容 赤ちゃんとお母さんのリトミック
講師 沢田五己先生
リトミックとはリズムに合わせて体を動かす運動です。運動のできる格好でお越しください。

つどいの広場『ひよこ』オープン

～子育ての仲間づくりや育児相談ができます～



7/18
オープン

